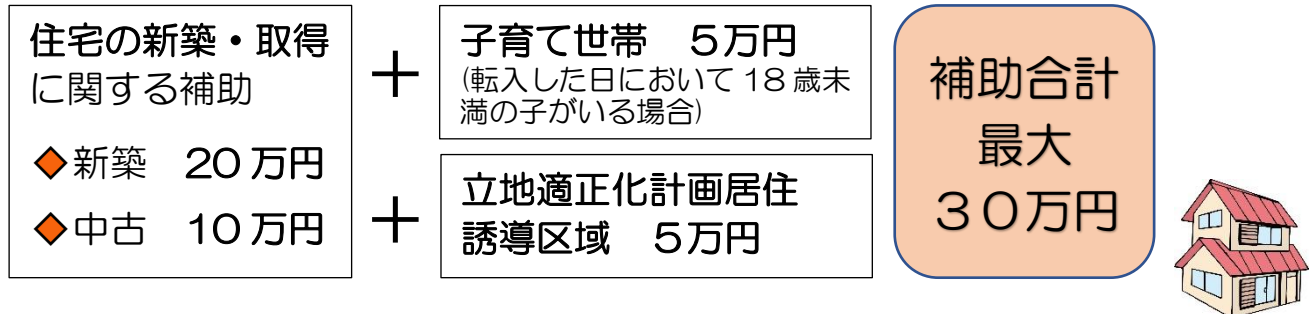


## 日光市移住促進住宅取得補助金

日光市外から移住する方に住宅の新築・購入費の補助を行います。  
補助金の交付は、予算の範囲内で行いますので必ず補助が受けられるものではありません。



### 【対象者】

- ① 市内に住宅の新築又は中古を購入した方（所有権を2分の1以上有している。）
- ② 転入日に配偶者を含め、年齢が満45歳以下の方（子育て世帯の場合はこの限りではありません。）
- ③ 転入前の2年間に日光市に住民登録のない方
- ④ 取得した住宅に5年以上定住することを誓約した方（自分が住むために購入した住宅である必要があります。）
- ⑤ 直近で市税を滞納していない方（各年度の課税基準日における住所地の市区町村からお取り寄せください。）
- ⑥ 自治会に加入している方

### 【交付申請できる期間】

補助対象住宅に住所を移した日から1年以内（ただし、転入してから前後1年間の取得に係る売買契約又は工事請負契約を締結した住宅である必要があります。）

### 【日光市移住促進住宅取得補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に添付する書類】

- ・世帯全員の住民票の写し
- ・移住元の世帯全員の住民票の除票の写し
- ・直近の市税を完納していることを証する書面
- ・自治会加入証明書（様式第2号）
- ・住宅の取得に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し
- ・住宅の取得に係る費用を支払ったことが確認できる書類の写し
- ・定住誓約書（様式第3号）
- ・その他市長が必要と認める書類

※ 補助金の交付申請日から3年未満で転出した場合など、補助金を返還しなければなりません。